

日野市租税教育推進事業補助金について

令和 7 年 4 月 日野市 納税課

概要

【目的】

税の意義や役割を正しく理解するとともに、納税の大切さについて考える力を育む活動を積極的に実施している団体に日野市租税教育推進事業補助金交付することにより、租税教育の推進を図ることを目的としています。

【適用日】 令和7年4月1日

【対象事業】

税に関する知識の普及及び納税意識の高揚を主たる目的とする教育事業、展示募集等のイベント事業又は啓発資料頒布事業とします。

※日野市租税教育推進協議会その他租税教育を広く推進できる団体として市長が適当と認めたものにより周知される個別の取組

【補助対象者】

- (1) 日野市租税教育推進協議会会員のうち関係民間団体として位置づけられている者又は定款・規約等で租税教育の実施について規定している民間団体
- (2) 納期が到来している市税を滞納していないもの

【補助対象経費】

報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料

【補助金交付額】

補助対象事業	補助対象経費	補助金交付額
学校と連携して実施する事業	報償費 交通費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料	対象経費の100分の50 ただし、40,000円を限度とする
その他の事業		対象経費の100分の50 ただし、5,000円を限度とする

※市予算を超えた場合は申請数に応じ予算内で按分します。

【成果目標】

成果目標とは補助金の達成度を数値化し、補助金の有効性を図るために市が使用するものです。

本補助金については参加人数を使用します。補助対象団体において申請時と実績報告時に参加人数を記載していただきます。

補助金の申請から交付までの流れ

【申請から決定までの流れ】

補助対象団体において補助金交付を希望する場合、下記のうち（１）の必要申請書類を作成し（２）、（４）、（６）の提出が必要です。

※交付決定通知を受けたのち事業を変更する場合は（８）の提出も必要です。

（１）申請書類の作成

日野市ホームページより申請書様式をダウンロード

日野市租税教育推進事業補助金 ページID：1026419

トップページ＞くらし・手続き＞税金＞税金に関するお知らせ＞日野市租税教育推進事業について＞日野市租税教育推進事業補助金

（２）申請書の提出

受付期間 令和7年4月30日（水曜日）まで

（３）交付（不交付）決定通知の送付

提出書類に基づき市が審査を行い、交付（不交付）の決定をします

（４）実績報告書の提出

必ず令和8年3月末までにすべての事業を終了してください

提出期限 すべての事業終了後1週間以内

※交付額決定、請求書提出まで時間がないため期限厳守

（５）交付額決定通知の送付

提出書類に基づき市が審査を行い、最終的に交付額を決定します

（６）交付請求書の提出

提出期限 令和8年4月15日（水曜日）

（７）補助金交付

提出書類に基づき市が審査を行い、補助金を交付します

（８）事業に変更があった場合

変更交付申請が必要になります

提出期限 変更が生じたとき速やかに

【提出方法】

提出方法 郵送または窓口持参

提出場所 〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所2階 納税課

【問い合わせ先】

日野市 市民部 納税課 管理係 電話 042-514-8259（直通）

メール nozei_kanri@city.hino.lg.jp

補助金の申請から交付までの流れ

